

鴨川市四方木ふれあい館の指定管理者候補者の選定結果について

鴨川市四方木ふれあい館につきましては、平成 20 年度から四方木町内会が指定管理者として管理を行っていますが、令和 8 年 3 月 31 日をもって、その指定期間が満了します。

このため、令和 8 年 4 月 1 日以後も引き続き四方木町内会を指定管理者に指定することとして、四方木町内会から提出された申請書類等をもとに鴨川市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において審査を行い、下記のとおり指定管理者の候補者として選定しましたのでお知らせします。

1 施設の名称及び所在地

名 称 鴨川市四方木ふれあい館
所在地 鴨川市四方木 367 番地 2

2 選定した指定管理者候補者の団体の名称及び所在地

団体名 四方木町内会
所在地 鴨川市四方木364番地13

3 公募しない理由（現在の指定管理者を継続して指定しようとする理由）

- * 鴨川市四方木ふれあい館は、主として四方木地区のコミュニティの増進を目的として設置されたものであり、主たる利用者と指定管理者が一致することにより、利用者の意見が管理運営に直接反映され、利用者ニーズを踏まえた良好な施設の活用が期待できるため。
- * これまでの指定管理期間中の管理運営が、協定に基づき適切に行われているため。

4 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 選定方法

四方木町内会から提出された申請書、事業計画書等の内容に基づき、選定委員会（委員 5 名）により審査を行いました。

審査方法は、鴨川市四方木ふれあい館指定管理者申請要領に示した選定基準に基づく審査表に掲げる項目につき、申請団体が適しているか否かを選定委員会が判定する方式（適否判定方式）により行い、全ての項目について選定委員会が適していると判定した場合に、指定管理者候補者として選定することが適当であると認めることとしました。

6 選定理由

四方木ふれあい館から提出された申請書、事業計画書等の内容を踏まえて、鴨川市四方木ふれあい館指定管理者候補者選定審査表の選定基準の各項目について適否の判定を行った結果、全ての項目について適していると判定し、四方木町内会を指定管理者候補者に選定することが適当であると認めました。

7 審査結果

審査結果については別紙「選定審査表」を参照してください。

8 選定の経過

令和7年 9月26日（金） 申請書受付

令和7年10月 7日（火） 選定委員会による審査

令和7年10月16日（木） 指定管理者候補者への選定通知